本号で公布された法令のあらまし

◇石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（法律第一〇四号）（環境省）

1　特別遺族弔慰金等の請求期限の延長

(一)　施行前死亡者の請求期限

日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して石綿による健康被害の救済に関する法律（平成一八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）の施行の日前に死亡した者の遺族の特別遺族弔慰金等の請求期限を、施行日から一六年を経過したときとすることとした。（第二二条第二項関係）

(二)　未申請死亡者の請求期限

日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病にかかった旨の認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）の遺族の特別遺族弔慰金等の請求期限を、当該未申請死亡者の死亡の時から一五年を経過したときとすることとした。（第二二条第二項関係）

2　特別遺族給付金の支給対象の拡大

厚生労働大臣は、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病等にかかり、これにより施行日から一〇年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給することとした。（第二条第二項関係）

3　特別遺族給付金の請求期限の延長

特別遺族給付金の請求期限を、施行の日から一六年を経過したときとすることとした。（第五九条第五項関係）

4　施行期日等

(一)　経過措置

平成一八年三月二七日からこの法律の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した死亡労働者等に係る特別遺族給付金については、労働者災害補償保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した時から遡及して支給することとした。（附則第二条関係）

(二)　見直し

政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の石綿健康被害救済法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこととした。（附則第三条関係）

(三)　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第一〇五号）（内閣府本府）

1　住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の権限を市町村へ移譲することとし、関連法律の改正を行うこととした。

2　地方公共団体の自主性及び自立性を高めるため、地方公共団体に対する義務付けを見直すこととし、地域主権戦略大綱において示された項目その他所要の事項について、関連法律の改正を行うこととした。

3　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（法律第一〇六号）（財務省）

1　目的

平成二三年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　特例公債の発行等

財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二三年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとした。（第二条関係）

3　その他

政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成二三年度の補正予算において必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二項関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（法律第一〇七号）（厚生労働省）

1　趣旨

この法律は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成二四年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成二三年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとした。（第一条関係）

2　受給者の責務

子ども手当の支給を受けた者は、これを子ども及び子育て家庭に資するよう用いなければならないものとした。（第二条関係）

3　定義

(一)　「子ども」とは、一八歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいうものとした。（第三条第一項関係）

(二)　「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいうものとした。（第三条第三項関係）

(1)　児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている子ども（短期間の委託をされている者を除く。）

(2)　児童福祉法の規定により障害児施設給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）に入所している子ども又は同法の規定により乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している子ども（当該知的障害児施設等及び乳児院等（以下「児童福祉施設」という。）に通う者並びに短期間の入所をしている者を除く。）

(3)　障害者自立支援法（平成一七年法律第一二三号）の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二四年法律第二八三号）若しくは知的障害者福祉法（昭和三五年法律第三七号）の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、障害者自立支援法の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設若しくは知的障害者援護施設（以下「旧身体障害者更生援護施設等」という。）又はのぞみの園に入所している子ども（短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）

(4)　生活保護法（昭和二五年法律第一四四号）の規定により救護施設若しくは更生施設に入所し、又は売春防止法（昭和三一年法律第一一八号）に規定する婦人保護施設に入所している子ども（短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）

4　子ども手当の支給

(一)　支給要件

(1)　子ども手当は、次のいずれかに該当する者に支給するものとした。（第四条第一項関係）

イ　次の(イ)又は(ロ)に掲げる子ども（以下「支給要件子ども」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下(1)において「父母等」という。）であって、日本国内に住所を有するもの

(イ)　一五歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある子ども（施設入所等子どもを除く。）及び(二)において「中学校修了前の子ども」という。）

(ロ)　中学校修了前の子どもを含む二人以上の子ども（施設入所等子どもを除く。）